

愛知学院大学大学院学則

第 1 章 総 則

第 1 条 本大学院は本学の目的及び使命達成のため学部における教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与し得る人材を養成することを目的とする。

第 1 条の 2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検、評価等に関することは、別に定める。

第 1 条の 3 本大学院は、研究科、専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。

2 前項の目的は、別に定める。

第 1 条の 4 本大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第 1 条の 5 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第 2 章 研究科の組織及び修業年限

第 2 条 本大学院に次の研究科を置く。

文学研究科	宗教学	仏教学	専攻	(博士課程前期・後期)
	歴 史	学	専 攻	(博士課程前期・後期)
	英 語	圏 文化	専 攻	(博士課程前期・後期)
	日 本 文 化		専 攻	(博士課程前期・後期)
心身科学研究科	心 理 学	専 攻	(博士課程前期・後期)	
	健 康 科 学	専 攻	(博士課程前期・後期)	
商学研究科	商 学	専 攻	(博士課程前期・後期)	
経営学研究科	経 営 学	専 攻	(博士課程前期・後期)	
経済学研究科	経 済 学	専 攻	(修士課程)	
法学研究科	法 律 学	専 攻	(博士課程前期・後期)	
総合政策研究科	総 合 政 策	専 攻	(博士課程前期・後期)	
薬学研究科	医 療 薬 学	専 攻	(博士課程)	
歯学研究科			(博士課程)	

2 第 1 項の各研究科の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第 3 条 本大学院博士課程の標準修業年限は 5 年とし、これを前期 2 年課程及び後期 3 年課程に区分し、前期 2 年の課程は修士課程として取り扱う。薬学研究科・歯学研究科博士課程の標準修業年限は 4 年とする。

2 本大学院における在学年限は、博士前期課程（修士課程）においては 4 年、博士後期課程においては 6 年、薬学研究科・歯学研究科博士課程においては 8 年とする。

3 第 1 項にかかわらず、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること（以下、「長期履修」という。）を申し出た場合には、心身科学研究科健康科学専攻博士前期課程・経済学研究科修士課程・薬学研究科・歯学研究科博士課程においては、その計画的な履修を認めることができる。なお、長期履修に関し必要な事項は別に定める。

第 3 章 専攻学科目及び履修方法

第 4 条 各研究科における授業科目及び履修方法は別表（1 の I、 II、 III、 IV、 2 の I、 II、 3・4・5・6・7・8・9）のとおりである。

第 5 条 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める学科目を履修しなければならない。

2 授与される免許状は別表10に定める。

第 4 章 課程修了の認定

第 6 条 本大学院文学、心身科学、商学、経営学、経済学、法学、総合政策研究科の講義、演習、実習などの授業科目の単位数の計算については、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間の演習をもって1単位とすることができる。

(3) 実験・実習については、45時間の実験・実習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては30時間の実験・実習をもって1単位とすることができる。

(4) 研究指導については、30時間をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間をもって1単位とすることができる。

2 薬学研究科については、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 研究指導・演習については30時間をもって1単位とする。

3 歯学研究科については、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間の演習をもって1単位とすることができる。

(3) 実習については、45時間の実習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては30時間の実習をもって1単位とすることができる。

4 本大学院において、正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対しては毎学年度末に学科試験を行うものとする。ただし、各研究科委員会において平常成績をもって試験にかえることを認められた科目については、この限りでない。

第 7 条 試験の方法は、各研究科委員会が定める。

第 8 条 授業科目の試験の成績は、AA・A・B・C・Dで表し、AA・A・B・Cを合格として単位を与え、Dを不合格とする。

第8条の2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、本大学院が協定する他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

第8条の3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科または他の専攻の授業科目を10単位を超えない範囲で履修をすることができる。

第 9 条 修士の学位論文は、広い視野に立った精深な学識を示し、かつ、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業に必要な能力を示すと判定されるものをもって合格とする。

2 博士の学位論文は、専攻分野において新知見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動、又はその他の著しく高度な専門的業務に従事しうる能力及びその基礎とな

る豊かな学識を示すと判定されるものをもって合格とする。

第10条 学位論文は審査と試問の2段階に分けて総合的に判定する。

第11条 博士課程前期課程（修士課程）

学位論文の審査は、本大学院の演習担当資格を有する研究科教員を主査とし、副査は、2名以上の関連科目の担当教員を加えて行う。

2 博士後期課程（博士課程）

学位論文の審査は、本大学院の研究指導担当資格を有する研究科教員を主査とし、副査は、2名以上の関連科目の担当教員を加えて行う。

3 試問は第1項第2項の審査員がそれぞれ共同して行う。審査員は当該研究科委員会が定める。

第5章 学位及びその授与

第12条 学位は修士及び博士とする。

2 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科	修士（文学）	博士（文学）
心身科学研究科	修士（心理学）	博士（心理学）
	修士（健康科学）	博士（健康科学）
商学研究科	修士（商学）	博士（商学）
経営学研究科	修士（経営学）	博士（経営学）
経済学研究科	修士（経済学）	
法学研究科	修士（法学）	博士（法学）
総合政策研究科	修士（総合政策）	博士（総合政策）
薬学研究科	博士（薬学）	
歯学研究科	博士（歯学）	

第13条 修士の学位は、本大学院博士前期課程（修士課程）に2年以上在学して、第4条に定める文学研究科36単位以上、心身科学研究科心理学専攻36単位以上・健康科学専攻34単位以上、商学・経営学・経済学・法学研究科32単位以上、総合政策研究科34単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する研究指導を受けた上、学位論文の審査に合格した者に与える。ただし、心身科学研究科健康科学専攻・経済学・総合政策研究科の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 博士（文学・心理学・健康科学・商学・経営学・法学・総合政策）の学位は、本大学院に5年〔修士課程（博士前期課程）を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む。〕以上在学して、第4条に定める文学研究科は博士前期課程で36単位以上、博士後期課程で16単位以上、心身科学研究科心理学専攻は博士前期課程で36単位以上、博士後期課程で16単位以上、心身科学研究科健康科学専攻は博士前期課程で34単位以上、博士後期課程で22単位、商学研究科は博士前期課程で32単位以上、博士後期課程で16単位以上、経営学研究科は博士前期課程で32単位以上、博士後期課程で16単位以上、法学研究科は博士前期課程で32単位以上、博士後期課程で16単位以上、総合政策研究科は博士前期課程で34単位以上、博士後期課程で16単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた上、専攻分野における学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者に与える。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績をあげた者については、大学院に3年〔修士課程（博士前期課程）を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。〕以上在学すれば足りるものとする。

4 博士（薬学・歯学）の学位は、本大学院薬学研究科・歯学研究科に4年以上在學して、第4条に定める30単位以上を修得し、専攻分野における学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者に与える。ただし、薬学研究科の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

第6章 入学、転学、退学、休学及び懲戒

第14条 入学期は学年の始めとする。

第15条 本大学院の博士前期課程（修士課程）に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 前項第7号の学力検査は、本大学院各研究科委員会が行う。

3 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。

- (1) 修士の学位を得た者
- (2) 外国において修士の学位又はそれと同等以上の学位を有する者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

4 本大学院の歯学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の大学等において、修業年限が5年以上（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、専攻しようとする領域について、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

5 本大学院の薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。

- (1) 大学の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者
- (2) 大学院修士課程（薬学、理学、工学、農学又はこれらに準ずる研究科）を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- (4) 外国の大学等において、修業年限が5年以上（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達したもの

第16条 本大学院の入学志願者は、入学検定料を納付の上、所定の書類を期日までに提出しなければならない。

第17条 前条の入学志願者については、各研究科の定めるところの選考試験を行い、合格者を定める。

第18条 合格者は、所定の期日までに別に定める入学金、授業料等を添えて保証人連署の在学誓約書を提出しなければならない。

第19条 保証人は、父兄若しくは独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たしうる者でなければならない。

第20条 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果たしえないときには、新たに保証人を選定して届けなければならない。

第21条 保証人が住所を変更した場合は、直ちにその旨を届けなければならない。

第22条 学生が病気その他で退学しようとするときは、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 前項の規定により退学した者又は除籍された者が、その日から4年以内に再入学を願い出たときは選考の上、原学年以下の学年に入学を許可することがある。

第23条 他の大学院の学生が所属の研究科長の承諾書を添えて本大学院に転学を志願したときは学年の始めに限り選考の上、これを許可することがある。

第24条 本大学院の学生で他の大学院を志願する者は、事情によって許可することがある。

第25条 学生が病気その他やむを得ない事由によって引き続き3月以上出席できないときはその理由を付し、保証人連署の上、願い出て休学することができる。

第26条 休学期間中は、学納金を免除する。ただし、在籍料は納入しなければならない。

第27条 休学は当該学年限りとする。ただし、特別の事情があるときには引き続き休学を許可することがある。

第28条 休学期間は在学期間に算入しない。

第29条 学生は本大学の規則若しくは命令にそむき、又は学生の本分に反する行為があったときは懲戒処分とすることがある。

第30条 次の各号の一に該当する者は、退学処分にする。

- (1) 性行不良であって改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他本学学生としての本分に反した者

第7章 入学検定料及び学納金

第31条 本大学院の入学志願者は、第16条に定める手続きと同時に別表（11のⅠ）に定める入学検定料を納めなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

第32条 入学を許可された者は、学納金を指定された期日までに納めなければならない。

第33条 学納金の金額及び納付期限は、別表（11のⅡ）に定めるところによる。

2 既納の学納金は、いかなる理由があっても返還しない。

第33条の2 標準修業年限を超えて在学する者の学納金は減免することがある。その減免に関する内規は別に定める。

第34条 学納金の納入を怠り督促を受けてなお納入しないときは除籍することがある。

第8章 教育組織及び運営組織

第35条 本大学院における授業及び研究指導は、大学院教員資格を有する本学の教授及び准教

授が担当する。ただし、特別の事情があるときは、本学以外の教授、准教授又は講師をもって充てることがある。なお、保健衛生学分野及び薬学分野の専攻については別に定める。

第36条 各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、各研究科の講義を担当する本学の専任の教授をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、各研究科の研究及び教授に関する事項、学位に関する事項その他研究科に関する重要な事項を審議する。
- 4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第37条 本大学院に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、各研究科委員会において選出された若干の教授をもって組織する。
- 3 大学院委員会は、大学院の運営その他研究科に共通する重要な事項を審議する。
- 4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第38条 大学院の学務は、学長が統轄し、研究科の学務は、各研究科長が管掌する。

第 9 章 収容定員及び施設

第39条 大学院に毎年入学させる学生の入学定員並びに収容定員は、次のとおりである。

博士前期課程（修士課程）	入学定員	収容定員
文学研究科 宗教学仏教学専攻	10名	20名
歴史学専攻	10名	20名
英語圏文化専攻	10名	20名
日本文化専攻	10名	20名
心身科学研究科 心理学専攻	20名	40名
健康科学専攻	10名	20名
商学研究科 商学専攻	10名	20名
経営学研究科 経営学専攻	20名	40名
経済学研究科 経済学専攻	7名	14名
法学研究科 法律学専攻	15名	30名
総合政策研究科 総合政策専攻	6名	12名
博士後期課程		
文学研究科 宗教学仏教学専攻	4名	12名
歴史学専攻	5名	15名
英語圏文化専攻	5名	15名
日本文化専攻	5名	15名
心身科学研究科 心理学専攻	4名	12名
健康科学専攻	4名	12名
商学研究科 商学専攻	5名	15名
経営学研究科 経営学専攻	10名	30名
法学研究科 法律学専攻	2名	6名
総合政策研究科 総合政策専攻	4名	12名
博士課程		
薬学研究科 医療薬学専攻	3名	12名
歯学研究科	18名	72名

第40条 学生の研究のため大学院に図書室及び各研究科の専攻部門に応じて読書研究室を設ける。また、心身科学研究科心理学専攻における臨床心理士養成のために心理臨床センターを置く。

第10章 聴講生、科目等履修生、特別聴講生、研究生、研究員及び客員研究員

第41条 本大学院の教育・研究に支障のない限り、聴講生、科目等履修生、特別聴講生及び研究生の入学、並びに研究員及び客員研究員の受入れを、選考の上、許可するものとする。

第42条 聴講生とは、本大学院において1科目又は複数科目の修学を許可された者をいう。

2 聴講生に関する規定は、別に定める。

第42条の2 科目等履修生とは、本大学院において1科目又は複数科目の修学を許可された者をいう。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

第42条の3 特別聴講生とは、他の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を希望し修学を許可された者をいう。

2 特別聴講生に関する規定は、別に定める。

第43条 研究生とは、本大学院において特定の課題について研究することを許可された学生をいう。

2 研究生に関する規定は、別に定める。

第44条 研究員とは、本大学院において特定の課題について、特に高度な研究に従事することを許可された者をいう。

2 研究員に関する規定は、別に定める。

第45条 客員研究員とは、教育・研究機関、官公庁、民間団体等から委託され、本大学院において特定の課題について研究することを許可された者をいう。

2 客員研究員に関する規定は、別に定める。

第11章 外国人留学生

第46条 本大学院に入学志願する外国人については、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第12章 学年、学期及び休業日

第47条 本大学院の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年は次の2学期に分ける。

2 学年は、春学期と秋学期にわけ次の通りとする。ただし、教育上必要な場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

第48条 定期休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 10月15日

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 前項第4号から第6号の休業の期間に関しては、別にこれを定める。

3 必要がある場合は、学長は大学院委員会の議を経て第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

附 則

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 本大学院法学研究科私法学専攻は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成元年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 11 年度入学者より適用する。)

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 本大学院文学研究科心理学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成17年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改定後の第13条第4項のただし書の規定は、平成30年3月31日以前の入学者についても、適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1のI

(1) 文学研究科宗教学仏教学専攻博士前期課程

授業科目		単位数	備考
○ 仏教学佛教史学研究	講義 演習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位（講義4、演習8）を必修すること。
○ 禅学思想史研究	講義 演習	4 8	(2) 専修科目以外の科目から24単位（講義20・特講4）以上を選択履修すること。
○ 宗教学宗教史学研究（I）	講義 演習	4 8	(3) 修士論文は専修科目によって作成すること。
○ 宗教学宗教史学研究（II）	講義 演習	4 8	(4) 単位履修方法 第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
仏教学佛教史学研究	講義	4	
禅学思想史研究	講義	4	
宗教学宗教史学研究	講義	4	
宗教学仏教学特講	講義	4	
宗教学仏教学特講	講義	2	
臨床宗教師養成科目	臨床宗教学研究Ⅰ	講義	2
	臨床宗教学研究Ⅱ	講義	2
	臨床宗教学研究Ⅲ	講義	2
	臨床宗教学実習Ⅰ	実習	2
	臨床宗教学実習Ⅱ	実習	2

(2) 文学研究科宗教学仏教学専攻博士後期課程

授業科目		単位数	備考
○ 仏教学佛教史学研究	研究指導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。
○ 禅学思想史研究	研究指導	12	(2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。
○ 宗教学宗教史学研究（I）	研究指導	12	(3) 合計16単位以上修得すること。
○ 宗教学宗教史学研究（II）	研究指導	12	(4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
宗教学佛教学研究特講	講義	4	

別表1のII

(1) 文学研究科歴史学専攻博士前期課程

授業科目		単位数	備考
○ 日本史研究（I） （文化史研究）	講義 演習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位（講義4、演習8）を必修すること。
○ 日本史研究（II） （社会経済史研究）	講義 演習	4 8	(2) 専修科目以外の科目から24単位（講義20・特講4）以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法
○ 日本史研究（III） （政治史研究）	講義 演習	4 8	第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4
○ 東洋史研究（I） （文化史研究）	講義 演習	4 8	第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 東洋史研究（II） （社会経済史研究）	講義 演習	4 8	
○ 西洋史研究（I） （文化史研究）	講義 演習	4 8	
○ 西洋史研究（II） （政治経済史研究）	講義 演習	4 8	
○ イスラム圏史研究	講義 演習	4 8	
○ 考古学研究（I） （先史考古学研究）	講義 演習	4 8	
○ 考古学研究（II） （歴史考古学研究）	講義 演習	4 8	
日本史特殊研究	講義	4	
東洋史特殊研究	講義	4	
西洋史特殊研究	講義	4	
イスラム圏史特殊研究	講義	4	
考古学特殊研究	講義	4	
歴史学特講	講義	4	

(2) 文学研究科歴史学専攻博士後期課程

授業科目		単位数	備考
○ 日本史研究（Ⅰ） (文化史研究)	研究指導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 合計16単位以上修得すること。 (4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 日本史研究（Ⅱ） (社会経済史研究)	研究指導	12	
○ 日本史研究（Ⅲ） (政治史研究)	研究指導	12	
○ 東洋史研究（Ⅰ） (文化史研究)	研究指導	12	
○ 東洋史研究（Ⅱ） (社会経済史研究)	研究指導	12	
○ 西洋史研究（Ⅰ） (文化史研究)	研究指導	12	
○ 西洋史研究（Ⅱ） (政治経済史研究)	研究指導	12	
○ イスラム圏史研究	研究指導	12	
○ 考古学研究（Ⅰ） (先史考古学研究)	研究指導	12	
○ 考古学研究（Ⅱ） (歴史考古学研究)	研究指導	12	
歴史学研究特講	講義	4	

別表1のIII

(1) 文学研究科英語圏文化専攻博士前期課程

授業科目		単位数	備考
○ 英語英文学研究 (I)	講義 演習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。
○ 英語英文学研究 (II)	講義 演習	4 8	(2) 専修科目以外の科目から24単位(講義20・特講4)以上を選択履修すること。
○ 英語英文学研究 (III)	講義 演習	4 8	(3) 修士論文は専修科目によって作成すること。
○ 英語英文学研究 (IV)	講義 演習	4 8	(4) 単位履修方法 第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4
○ 英語英文学研究 (V)	講義 演習	4 8	第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 英語圏文化研究 (I)	講義 演習	4 8	
英語圏文化研究 (II)	講義	4	
○ 英語圏文化研究 (III)	講義 演習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (IV)	講義 演習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (V)	講義 演習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (VI)	講義 演習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (VII)	講義 演習	4 8	
英語圏文化研究 (VIII)	講義	4	
英語圏文化特講	講義	4	

(2) 文学研究科英語圏文化専攻博士後期課程

授業科目		単位数	備考
○ 英語圏文化研究（Ⅰ）	研究指導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 合計16単位以上修得すること。 (4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 英語圏文化研究（Ⅱ）	研究指導	12	
○ 英語圏文化研究（Ⅲ）	研究指導	12	
○ 英語圏文化研究（Ⅳ）	研究指導	12	
○ 英語圏文化研究（Ⅴ）	研究指導	12	
英語圏文化研究特講	講義	4	

別表1のIV

(1) 文学研究科日本文化専攻博士前期課程

授業科目		単位数	備考
○日本文学研究Ⅰ	講義 演習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位（講義4、演習8）を必修すること。
○日本文学研究Ⅱ	講義 演習	4 8	(2) 専修科目以外の科目から24単位（講義20・特講4）以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法
○日本語研究Ⅰ	講義 演習	4 8	第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4
○日本語研究Ⅱ	講義 演習	4 8	専修科目以外の科目 講義12 特講4
○日本文化研究Ⅰ	講義 演習	4 8	第2年次 12単位 専修科目 演習4
○日本文化研究Ⅱ	講義 演習	4 8	専修科目以外の科目 講義8
日本文化研究Ⅲ	講義	4	
○日本文化研究Ⅳ	講義 演習	4 8	
○日本文化研究Ⅴ	講義 演習	4 8	
○日本文化研究Ⅵ	講義 演習	4 8	
日本文化特講	講義	4	

(2) 文学研究科日本文化専攻博士後期課程

授業科目		単位数	備考
○日本文化研究(Ⅰ)	研究指導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 合計16単位以上修得すること。 (4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○日本文化研究(Ⅱ)	研究指導	12	
○日本文化研究(Ⅲ)	研究指導	12	
○日本文化研究(Ⅳ)	研究指導	12	
○日本文化研究(Ⅴ)	研究指導	12	
日本文化研究特講	講義	4	

別表2-I

(1) 心身科学研究科心理学専攻博士前期課程

区分	授業科目		単位数	備考
心理学特修科目	実験心理学研究	演習	8	(1)心理学特修科目の中から1科目を選定し、専修科目とする。 (2)修士論文は、専修科目によって作成すること。 (3)修士修了要件は、専修科目演習8単位(実験を含む)を必修とし、心理学研究基幹科目または臨床心理学基幹科目の中から、いずれか4単位以上を含めて、36単位以上修得すること。 (4)専修科目演習8単位の履修方法 1年次 演習4単位 2年次 演習(実験を含む)4単位
	計量心理学研究	演習	8	
	社会心理学研究	演習	8	
	産業心理学研究	演習	8	
	発達心理学研究	演習	8	
	人格心理学研究	演習	8	
心理学研究基幹科目	臨床心理学研究	演習	8	
	実験心理学研究	講義	2	
	計量心理学研究	講義	2	
	社会心理学研究	講義	2	
	産業心理学研究	講義	2	
	発達心理学研究	講義	2	
臨床心理学基幹科目	人格心理学研究	講義	2	
	臨床心理学特論Ⅰ	講義	2	
	臨床心理学特論Ⅱ	講義	2	
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	講義	2	
	臨床心理面接特論Ⅱ	講義	2	
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	2	
心理学特論	臨床心理査定演習Ⅱ	演習	2	
	臨床心理基礎実習	実習	2	
	臨床心理実習Ⅱ (ケース・カンファレンス)	実習	2	
	心理実践実習Ⅱ(臨床心理実習Ⅰ) (個人スーパービジョン)	実習	2	
	心理実践実習Ⅲa (医療領域学外実習)	実習	2	
	心理実践実習Ⅲb (福祉領域学外実習)	実習	2	

(1) 心身科学研究科心理学専攻博士前期課程

区分	授業科目	単位数	備考
心理学特論	産業臨床心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	心身医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	精神生理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	精神薬理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	心理療法特論Ⅰ (グループアプローチ)	講義	2
	心理療法特論Ⅱ (臨床動作法)	講義	2
	心理療法特論Ⅲ (認知行動療法)	講義	2
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	2
	臨床心理地域援助特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講義	2
	心理学特殊研究	講義	2
心身科学総論・特論	心身科学総論	講義	2
	精神生理学特論	講義	2
	精神医学特論	講義	2
	精神薬理学特論	講義	2
	心身医学特論	講義	2
研究支援科目	文献講読	講義	2
	心理学総合研究	講義	2

(2) 心身科学研究科心理学専攻博士後期課程

授業科目		単位数	備考
心理学特修科目	○実験心理学研究	研究指導	12
	○計量心理学研究	研究指導	12
	○社会心理学研究	研究指導	12
	○産業心理学研究	研究指導	12
	○発達心理学研究	研究指導	12
	○人格心理学研究	研究指導	12
	○臨床心理学研究	研究指導	12
心理学研究特講	心理学研究特講	講義	4

別表2-II

(1) 心身科学研究科健康科学専攻博士前期課程

科目区分	授業科目の名称		単位数	備考
健康科学研究科目	心身科学総論	講義	2	○印は専攻科目で、健康科学研究科目の中から1科目を選定する。 <修了要件> 1. 心身科学総論 講義 2単位 必修 2. 健康科学研究科目 ・演習 1科目 8単位 必修 (1年次、2年次の2年間、修士論文作成を含む) 3. 健康科学基幹科目の中から、1科目4単位以上を修得すること。 以上の要件を含めて、合計34単位を修得すること。 • 修士論文は、専攻科目によって作成すること。
	○健康スポーツ医学研究Ⅰ	演習	8	
	○健康スポーツ医学研究Ⅱ	演習	8	
	○健康スポーツ医学研究Ⅲ	演習	8	
	○健康教育評価学研究	演習	8	
	○地域健康教育学研究	演習	8	
	○精神健康科学研究	演習	8	
	○生命健康科学研究	演習	8	
	○言語聴覚科学研究	演習	8	
	○栄養機能学研究	演習	8	
健康科学基幹科目	○実践栄養学研究	演習	8	
	健康スポーツ医学Ⅰ	講義	4	
	健康スポーツ医学Ⅱ	講義	4	
	健康スポーツ医学Ⅲ	講義	4	
	健康教育評価学	講義	4	
	地域健康教育学	講義	4	
	精神健康科学	講義	4	
	生命健康科学	講義	4	
	言語聴覚病態学	講義	4	
	栄養機能学	講義	4	
健康科学特論・実習	実践栄養学	講義	4	
	生活習慣病論特論	講義	2	
	健康スポーツ生理学特論	講義	2	
	スポーツ心理学特論	講義	2	
	環境健康衛生学特論	講義	2	
	臨床医療科学特論	講義	2	
	分子栄養学特論	講義	2	
	疾患栄養学特論	講義	2	
	言語聴覚病態学特論	講義	2	
	障害者心理学特論	講義	2	
	健康スポーツ生理学	実習	2	
	地域健康ネットワーク学	実習	2	
	生命健康科学	実習	2	
	言語聴覚病態学	実習	6	
	栄養機能学特論	講義	2	
	食品機能学特論	講義	2	
	栄養教育学特論	講義	2	
	食育学特論	講義	2	
	公衆栄養学特論	講義	2	
	地域栄養学特論	講義	2	
	臨床栄養学特論	講義	2	
	ライフステージ栄養学特論	講義	2	
	健康栄養学実習	実習	2	
援研究支	文献講読	講義	4	

(2) 心身科学研究科健康科学専攻博士後期課程

授業科目			単位数	備考
健康科学研究科目	○健康増進科学研究	研究指導	12	1. 博士前期課程または修士課程で30単位以上修得していること。 2. ○印は専攻科目で、健康科学研究科目の中から1科目を選定し、その研究指導12単位及び健康科学特論科目10単位を必修すること。
	○言語遺伝情報研究	研究指導	12	
健康科学特論科目	先端健康科学特論	講義	4	1) 博士論文は専攻科目によって作成すること。 2) 単位履修方法 ・専攻科目の研究指導を第1年次から第3年次で12単位修得すること。 ・第1年次で健康科学特論科目10単位を修得すること。 ・合計22単位修得すること。
	健康科学研究方法論	講義	4	
	健康科学実験方法実習	実習	2	3. 博士論文の審査に合格すること。

別表3

(1) 商学研究科商学専攻博士前期課程

授業科目	単位数	備考
○ 流通・マーケティング論研究(I) (流通論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	○印は特修科目
○ 流通・マーケティング論研究(II) (マーケティング論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	(1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、「春学期2単位」「秋学期2単位」、演習8)を必修すること。
○ 流通・マーケティング論研究(III) (流通政策)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 流通・マーケティング論研究(IV) (製品戦略論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
流通・マーケティング論研究(V) (広告論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 流通・マーケティング論研究(VI) (データ分析)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
流通・マーケティング論研究(VII) (商業史)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 流通・マーケティング論研究(VIII) (小売経営論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 流通・マーケティング論研究(IX) (e-ビジネス論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 国際ビジネス論研究(I) (貿易制度論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 国際ビジネス論研究(II) (貿易政策)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 国際ビジネス論研究(III) (国際開発論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 国際ビジネス論研究(IV) (ビジネス戦略)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 金融論研究(I) (金融システム論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 金融論研究(II) (金融政策)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 金融論研究(III) (国際金融論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 金融論研究(IV) (金融保険論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
金融論研究(V) (証券論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 会計学研究(I) (財務会計論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 会計学研究(II) (国際会計基準論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
会計学研究(III) (税務会計論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
会計学研究(IV) (会計監査論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 会計学研究(V) (会計制度論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
○ 租税法研究(I) (租税法実務)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
租税法研究(II) (個人・企業税務)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
租税法研究(III) (取引関係税務)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
租税法研究(IV) (租税制度)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
経済学研究(I) (産業政策)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
経済学研究(II) (社会経済史)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
経済学研究(III) (計量分析)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
経営学研究(I) (経営学)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
経営学研究(II) (財務管理論)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
経営学研究(III) (企業研究)	2 講義(春学期) 2 演習(秋学期)	
特殊講義	2 講義	
文献講読研究	2 講義(春学期) 2 講義(秋学期)	

(2) 商学研究科商学専攻博士後期課程

授業科目		単位数	備考
○ 流通論研究	研究指導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。
○ マーケティング論研究	研究指導	12	(2) 専修科目の研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 商品学研究	研究指導	12	
○ 貿易論研究	研究指導	12	
○ 保険論研究	研究指導	12	
○ 交通論研究	研究指導	12	
○ 証券論研究	研究指導	12	
○ 会計学研究(I)	研究指導	12	
○ 会計学研究(II)	研究指導	12	
○ 経営学研究	研究指導	12	
○ 国際開発論研究	研究指導	12	
○ 国際ビジネス論研究	研究指導	12	
○ 金融論研究	研究指導	12	
○ 国際金融論研究	研究指導	12	
マーケティング論研究A	講義	2	
マーケティング論研究B	講義	2	
小売経営論研究A	講義	2	
小売経営論研究B	講義	2	
ビジネスと租税研究A	講義	2	
ビジネスと租税研究B	講義	2	

別表4

(1) 経営学研究科経営学専攻博士前期課程

授業科目		単位数		備考
○ 経営原理研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その16単位(講義4、文献4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から16単位以上選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。
○ 経営管理研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 経営戦略研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 経営組織研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 人的資源管理研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 国際経営研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 中小企業経営研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ マーケティング研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 生産管理研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 経営情報システム研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 経営システム工学研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 経営統計研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 財務会計研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 会計・監査研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 金融管理研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 原価計算・管理会計研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 財務管理研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
○ 税務会計研究	講文演 義 獻 習	4 4 8		
経営管理特別研究	講 義	2		
研究支援科目	講 義	2		
特殊講義	講 義	4		

(2) 経営学研究科経営学専攻博士後期課程

授業科目		単位数	備考
○ 経営原理研究	研究指導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。
○ 経営管理研究	研究指導	12	
○ 経営戦略研究	研究指導	12	
○ 経営組織研究	研究指導	12	
○ 人的資源管理研究	研究指導	12	
○ 国際経営研究	研究指導	12	
○ 中小企業経営研究	研究指導	12	
○ マーケティング研究	研究指導	12	
○ 生産管理研究	研究指導	12	
○ 経営情報システム研究	研究指導	12	
○ 経営システム工学研究	研究指導	12	
○ 会計学原理研究	研究指導	12	
○ 会計・監査研究	研究指導	12	
○ 金融管理研究	研究指導	12	
○ 原価計算・管理会計研究	研究指導	12	
○ 財務管理研究	研究指導	12	
○ 税務会計研究	研究指導	12	
経営学特論	講義	4	
文献講読	文献	2	

別表5

経済学研究科経済学専攻修士課程

区分	授業科目		単位数	備考
専攻科目	○ ミクロ経済学 I	講義(春学期)	2	○印は専修科目 1. 専修科目4単位を含む専攻科目24単位を選択し必修科目の研究演習8単位、計32単位以上習得すること。
	○ ミクロ経済学 II	講義(秋学期)	2	
	○ マクロ経済学 I	講義(春学期)	2	
	○ マクロ経済学 II	講義(秋学期)	2	
	○ 経済思想史 I	講義(春学期)	2	
	○ 経済思想史 II	講義(秋学期)	2	
	○ 日本経済史 I	講義(春学期)	2	
	○ 日本経済史 II	講義(秋学期)	2	
	○ 西洋経済史 I	講義(春学期)	2	
	○ 西洋経済史 II	講義(秋学期)	2	
	○ 経済政策論 I	講義(春学期)	2	
	○ 経済政策論 II	講義(秋学期)	2	
	○ 社会政策論 I	講義(春学期)	2	
	○ 社会政策論 II	講義(秋学期)	2	
	○ 現代財政論 I	講義(春学期)	2	
	○ 現代財政論 II	講義(秋学期)	2	
	○ 金融論 I	講義(春学期)	2	
	○ 金融論 II	講義(秋学期)	2	
	○ グローバル金融論 I	講義(春学期)	2	2. 修士論文又は課題探求報告書は、研究演習科目によって作成し、その審査に合格すること。
	○ グローバル金融論 II	講義(秋学期)	2	
	○ 国際経済論 I	講義(春学期)	2	
	○ 国際経済論 II	講義(秋学期)	2	
	○ アジア経済発展論 I	講義(春学期)	2	
	○ アジア経済発展論 II	講義(秋学期)	2	
	○ 現代日本経済論 I	講義(春学期)	2	
	○ 現代日本経済論 II	講義(秋学期)	2	
	○ 労働経済学 I	講義(春学期)	2	
	○ 労働経済学 II	講義(秋学期)	2	
	○ 環境経済学 I	講義(春学期)	2	
	○ 環境経済学 II	講義(秋学期)	2	
	○ 農業政策論 I	講義(春学期)	2	
	○ 農業政策論 II	講義(秋学期)	2	
	○ 地域経済産業論 I	講義(春学期)	2	
	○ 地域経済産業論 II	講義(秋学期)	2	
	○ 計量経済分析 I	講義(春学期)	2	
	○ 計量経済分析 II	講義(秋学期)	2	
	○ 経済情報管理論 I	講義(春学期)	2	
	○ 経済情報管理論 II	講義(秋学期)	2	
	○ 租税制度論 I	講義(春学期)	2	
	○ 租税制度論 II	講義(秋学期)	2	
	所得税法 I	講義(春学期)	2	
	所得税法 II	講義(秋学期)	2	
	消費税法 I	講義(春学期)	2	
	消費税法 II	講義(秋学期)	2	
	法人税法 I	講義(春学期)	2	
	法人税法 II	講義(秋学期)	2	
	財務会計論 I	講義(春学期)	2	
	財務会計論 II	講義(秋学期)	2	
	税務会計論 I	講義(春学期)	2	
	税務会計論 II	講義(秋学期)	2	
	簿記論 I	講義(春学期)	2	
	簿記論 II	講義(秋学期)	2	
	経済学特論 I (経済数学・統計学)	講義(春学期)	2	
	経済学特論 II (経済原論)	講義(春学期)	2	
	経済学特論 III (財政学・財政事情)	講義(春学期)	2	
	経済学特論 IV (地域社会と地域行政)	講義(春学期)	2	
研究科目	研究演習	演習	8	

別表6

(1) 法学研究科法律学専攻博士前期課程

授業科目		単位数		備考
○ 民 法 研究	講演 義習	4 8		○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。
○ 商 法 研究	講演 義習	4 8		(2) 専修科目以外の科目から20単位(講義20)以上を選択履修すること。
○ 社 会 法 研究	講演 義習	4 8		(3) 修士論文は専修科目によって作成すること。
○ 国際私法研究	講演 義習	4 8		(4) 単位履修方法 第1年次 20単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12
○ 民事訴訟法研究	講演 義習	4 8		第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 法 哲 学 研究	講演 義習	4 8		
○ 法 制 史 研究	講演 義習	4 8		
○ 憲 法 研究	講演 義習	4 8		
○ 行 政 法 研究	講演 義習	4 8		
○ 国際法研究	講演 義習	4 8		
○ 政 治 学 研究	講演 義習	4 8		
○ 租 税 法 研究	講演 義習	4 8		
○ 宗 教 法 研究	講演 義習	4 8		
○ 刑 事 法 研究	講演 義習	4 8		
法社会学研究	講 義	4		
比較法研究	講 義	4		
特 殊 講 義	講 義	4		

(2) 法学研究科法律学専攻博士後期課程

授業科目		単位数	備考
○ 民 法 研究	研究指導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 法学研究特講4単位を必修すること。 (3) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 商 法 研究	研究指導	12	
○ 社 会 法 研究	研究指導	12	
○ 国際私法研究	研究指導	12	
○ 民事訴訟法研究	研究指導	12	
○ 法哲学研究	研究指導	12	
○ 法制史研究	研究指導	12	
○ 憲 法 研究	研究指導	12	
○ 行政法研究	研究指導	12	
○ 国際法研究	研究指導	12	
○ 政治学研究	研究指導	12	
○ 租税法研究	研究指導	12	
○ 宗教法研究	研究指導	12	
○ 刑事法研究	研究指導	12	
法学研究特講	講義	4	

別表7

(1) 総合政策研究科総合政策専攻博士前期課程

区分	授業科目			単位数	備考
研究基礎科目	総合政策概論(必修)	講義		2	<ul style="list-style-type: none"> ・総合政策概論 講義 2単位(必修) ・研究基礎科目 講義 1科目 2単位(選択必修)
	人間科学基礎論(選択必修)	講義		2	
	社会システム基礎論(選択必修)	講義		2	
研究科目	現代政治論a	講義		2	<ul style="list-style-type: none"> ・研究科目 講義 7科目 14単位以上 ・研究発展科目 演習 1科目 8単位 (1年次、2年次の2年間、修士論文作成を含む) ※この研究発展科目1科目が専攻科目となる。
	現代政治論b	講義		2	
	現代行政論a	講義		2	
	現代行政論b	講義		2	
	経済政策論a	講義		2	
	経済政策論b	講義		2	
	環境政策論a	講義		2	
	環境政策論b	講義		2	
	環境計画論a	講義		2	
	環境計画論b	講義		2	
	国際政策論a	講義		2	
	国際政策論b	講義		2	
	国際開発論a	講義		2	
	国際開発論b	講義		2	
	国際関係論a	講義		2	
	国際関係論b	講義		2	
	生涯学習論a	講義		2	
	生涯学習論b	講義		2	
	超域文化論a	講義		2	
	超域文化論b	講義		2	
	応用統計論a	講義		2	
	応用統計論b	講義		2	
	情報通信論a	講義		2	
	情報通信論b	講義		2	
	対人関係論a	講義		2	
	対人関係論b	講義		2	
研究発展科目(専攻科目)	生命環境論a	講義		2	<p>※支援科目の特別研究科目の修了単位への算入 前期に開設されるキャリア支援科目、リサーチ支援科目、特別研究科目は8単位までを修了要件として算入可能とする。</p>
	生命環境論b	講義		2	
	メディア社会論a	講義		2	
	メディア社会論b	講義		2	
	政治・行政研究1	演習		8	
	政治・行政研究2	演習		8	
	経済・環境研究1	演習		8	
	経済・環境研究2	演習		8	
	国際・地域研究1	演習		8	
	国際・地域研究2	演習		8	
	社会・文化研究1	演習		8	
	社会・文化研究2	演習		8	
	情報・メディア研究1	演習		8	

総合政策研究科総合政策専攻博士前期課程

区分	授業科目	単位数	備考
キャリア支援科目	キャリア支援科目I (通信ネットワーク)	講義	2
	キャリア支援科目II (情報システム)	講義	2
	キャリア支援科目III (データベースの基礎)	講義	2
	キャリア支援科目IV (知識データベース)	講義	2
	キャリア支援科目V (上級コミュニケーション英語1)	講義	2
	キャリア支援科目VI (上級コミュニケーション英語2)	講義	2
	キャリア支援科目VII (教育学特講1)	講義	2
	キャリア支援科目VIII (教育学特講2)	講義	2
	キャリア支援科目IX (生徒指導・進路指導)	講義	2
	キャリア支援科目X (教育評価・心理検査)	講義	2
	キャリア支援科目XI (空間分析)	講義	2
	キャリア支援科目XII (オペレーションズリサーチ)	講義	2
研究支援科目	リサーチ・プロジェクト支援科目I	講義	2
	リサーチ・プロジェクト支援科目II	講義	2
	リサーチ・プロジェクト支援科目III	講義	2
	リサーチ・プロジェクト支援科目IV (日本語)	講義	2
特別研究科目	特別研究科目I	講義	2
	特別研究科目II	講義	2
	特別研究科目III	講義	2
	特別研究科目IV	講義	2
	特別研究科目V	講義	2
	特別研究科目VI	講義	2

(2) 総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程

区分	授業科目		単位数	備考
個別研究指導科目	総合政策研究 I	研究指導	12	(1) 個別研究指導科目の中から1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) (1)に加え講義科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 博士論文は、(1)によって作成すること。
	総合政策研究 II	研究指導	12	
	総合政策研究 III	研究指導	12	
	総合政策研究 IV	研究指導	12	
	総合政策研究 V	研究指導	12	
	総合政策研究 VI	研究指導	12	
	総合政策研究 VII	研究指導	12	
	総合政策研究 VIII	研究指導	12	
講義科目	人間科学特論 a	講義	2	
	人間科学特論 b	講義	2	
	社会システム特論 a	講義	2	
	社会システム特論 b	講義	2	

別表8

薬学研究科医療薬学専攻博士課程

区分	授業科目		単位数	備考
専門科目	医療分子薬学特論Ⅰ	講義	2	修了要件 専門科目 8専門科目から5科目以上を選択して、10単位以上を修得
	医療分子薬学特論Ⅱ	講義	2	
	医療分子薬学特論Ⅲ	講義	2	
	医療分子薬学特論Ⅳ	講義	2	
	医療機能薬学特論Ⅰ	講義	2	特別研究 専門科目の特別研究12単位を修得 特別演習 専門科目の属する分野の特別演習8単位を修得
	医療機能薬学特論Ⅱ	講義	2	
	医療機能薬学特論Ⅲ	講義	2	
	医療機能薬学特論Ⅳ	講義	2	
特別研究	薬学特別研究	研究指導	12	以上、計30単位以上を修得し、かつ最終試験及び博士論文の審査に合格すること
特別演習	医療分子薬学特別演習	演習	8	
	医療機能薬学特別演習	演習	8	

別表9

歯学研究科博士課程

授業科目	単位数			備考
	主科目	副科目	選択科目	
口腔解剖学 (主科目)	* 2 4			2講座
口腔解剖形態学 講義・演習	8			
口腔解剖形態学 実習	1 6			
口腔組織・発生学 講義・演習	8			
口腔組織・発生学 実習	1 6			
口腔生理学 (副科目)				
口腔生物学 口腔病理学 歯科薬理学 その他許可を得た科目	4 4 4 4			*但し、主科目は2科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
(選択科目)				**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科補綴学 口腔外科学 歯科矯正学 歯科放射線学 その他許可を得た科目	** 2 ** 2 2 2			
口腔生理学 (主科目)	2 4			1講座
生理学 講義・演習	4			
生理学 実習	8			
口腔生理学 講義・演習	4			
口腔生理学 実習	8			
口腔解剖学 (副科目)				
口腔生物学 口腔病理学 歯科薬理学 その他許可を得た科目	4 4 4 4			
(選択科目)				
歯科理工学 口腔衛生学 歯科保存学 口腔外科学 その他許可を得た科目	2 2 ** 2 ** 2			**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。

授業科目	単位数			備考
	主科目	副科目	選択科目	
口腔生化学	24			1講座
(主科目)				
生化学 講義・演習	4			
生化学 実習	8			
口腔生化学 講義・演習	4			
口腔生化学 実習	8			
(副科目)				
口腔解剖学 講義		4		
口腔生理学 講義		4		
口腔微生物学 講義		4		
歯科薬理学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔病理学 講義			2	**但し、各主科
口腔衛生学 講義			2	目の内1科目
口腔外科学 講義			**2	のみ修得する。
内科 学 講義			2	
その他許可を得た科目				
口腔微生物学	24			1講座
(主科目)				
微生物学 講義・演習	4			
微生物学 実習	8			
口腔微生物学 講義・演習	4			
口腔微生物学 実習	8			
(副科目)				
口腔生化学 講義		4		
口腔病理学 講義		4		
歯科薬理学 講義		4		
口腔衛生学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔解剖学 講義			**2	**但し、各主科
歯科保存学 講義			**2	目の内1科目
口腔外科学 講義			**2	のみ修得する。
内科 学 講義			2	
その他許可を得た科目				

授業科目	単位数			備考
	主科目	副科目	選択科目	
口腔病理学 (主科目)	24			1講座
病理学 講義・演習	4			
病理学 実習	8			
口腔病理学 講義・演習	4			
口腔病理学 実習	8			
(副科目)				
口腔解剖学 講義		**4		
口腔生理学 講義		4		
口腔生化学 講義		4		
口腔微生物学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔衛生学 講義			2	**但し、各主科
歯科保存学 講義			**2	目の内1科目
歯科放射線学 講義			2	のみ修得する。
外科学 講義			2	
その他許可を得た科目				
歯科薬理学 (主科目)	24			1講座
薬理学 講義・演習	4			
薬理学 実習	8			
歯科薬理学 講義・演習	4			
歯科薬理学 実習	8			
(副科目)				
口腔解剖学 講義		**4		
口腔生理学 講義		4		
口腔生化学 講義		4		
口腔病理学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔微生物学 講義			2	**但し、各主科
口腔衛生学 講義			2	目の内1科目
歯科保存学 講義			**2	のみ修得する。
口腔外科学 講義			**2	
その他許可を得た科目				

授業科目	単位数			備考
	主科目	副科目	選択科目	
歯科理工学 (主科目)	24			1講座
歯科理工学 講義・演習	8			
歯科理工学 実習	16			
(副科目)				
口腔生理学 講義		4		
歯科保存学 講義		**4		**但し、各主科目の内1科目
歯科補綴学 講義		**4		のみ修得する。
歯科矯正学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔生化学 講義			2	
歯科薬理学 講義			2	
口腔衛生学 講義			2	
歯科放射線学 講義			2	
その他許可を得た科目				
口腔衛生学 (主科目)	24			1講座
口腔衛生学 講義・演習	8			
口腔衛生学 実習	16			
(副科目)				
口腔生理学 講義		4		
口腔生化学 講義		4		
口腔微生物学 講義		4		
口腔病理学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
歯科薬理学 講義			2	**但し、各主科目の内1科目
歯科保存学 講義			**2	のみ修得する。
歯科補綴学 講義			**2	
小児歯科学 講義			2	
その他許可を得た科目				

授業科目	単位数			備考
	主科目	副科目	選択科目	
歯科保存学 (主科目)	* 2 4			3講座
保存修復学 講義・演習	8			
保存修復学 実習	1 6			
歯内治療学 講義・演習	8			
歯内治療学 実習	1 6			
歯周病学 講義・演習	8			
歯周病学 実習	1 6			
(副科目)				
口腔病理学 講義		4		*但し、主科目は3科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
歯科薬理学 講義		4		
歯科理工学 講義		4		
歯科補綴学 講義		** 4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔生理学 講義			2	
口腔生化学 講義			2	
歯科放射線学 講義			2	
口腔微生物学 講義			2	
その他許可を得た科目				
歯科補綴学 (主科目)	* 2 4			3講座
部分床義歯学 講義・演習	8			
部分床義歯学 実習	1 6			
全部床義歯学 講義・演習	8			
全部床義歯学 実習	1 6			
冠・橋義歯学 講義・演習	8			
冠・橋義歯学 実習	1 6			
(副科目)				
口腔生理学 講義		4		*但し、主科目は3科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
歯科理工学 講義		4		
歯科保存学 講義		** 4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科放射線学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔解剖学 講義			** 2	
口腔生化学 講義			2	
口腔病理学 講義			2	
口腔外科学 講義			** 2	
その他許可を得た科目				

授業科目	単位数			備考
	主科目	副科目	選択科目	
口腔外科学 (主科目)	* 2 4			2講座
機能形態構築口腔外科学 講義・演習	8			
機能形態構築口腔外科学 実習	1 6			
病因病態制御口腔外科学 講義・演習	8			
病因病態制御口腔外科学 実習	1 6			
(副科目)				
麻酔学 講義		4		
口腔解剖学 講義		** 4		*但し、主科目は2科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
口腔微生物学 講義		4		
口腔病理学 講義		4		
歯科放射線学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔生化学 講義			2	
歯科矯正学 講義			2	
外科学 講義			2	
内科学 講義			2	
その他許可を得た科目				
歯科矯正学 (主科目)	2 4			1講座
歯科矯正学 講義・演習	8			
歯科矯正学 実習	1 6			
(副科目)				
口腔解剖学 講義		** 4		
口腔生理学 講義		4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科理工学 講義		4		
小児歯科学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔生化学 講義			2	
口腔病理学 講義			2	
口腔衛生学 講義			2	
歯科放射線学 講義			2	
その他許可を得た科目				

授業科目	単位数			備考
	主科目	副科目	選択科目	
歯科放射線学 (主科目)	24			1講座
歯科放射線学 講義・演習	8			
歯科放射線学 実習	16			
(副科目)				
口腔解剖学 講義		**4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔病理学 講義		4		
歯科保存学 講義		**4		
口腔外科学 講義		**4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
歯科理工学 講義			2	
歯科補綴学 講義			**2	
歯科矯正学 講義			2	
内科 学 講義			2	
その他許可を得た科目				
小児歯科学 (主科目)	24			1講座
小児歯科学 講義・演習	8			
小児歯科学 実習	16			
(副科目)				
口腔解剖学 講義		**4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔生理学 講義		4		
口腔衛生学 講義		4		
歯科矯正学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔生化学 講義			2	
歯科保存学 講義			**2	
歯科補綴学 講義			**2	
口腔外科学 講義			**2	
その他許可を得た科目				
歯科麻酔学 (主科目)	24			1講座
歯科麻酔学 講義・演習	8			
歯科麻酔学 実習	16			
(副科目)				
歯科薬理学 講義		4		
口腔生理学 講義		4		
口腔外科学 講義		**4		
小児歯科学 講義		4		
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔解剖学 講義			**2	
口腔生化学 講義			2	
歯科放射線学 講義			2	
内科 学 講義			2	
その他許可を得た科目				

別表 10

研究科名	専攻名	教員免許状の種類	免許教科
文学研究科	歴史学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会地歴会
	英語圏文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語
	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語
心身科学研究科	健康科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状	保健体育・保健 保健体育・保健
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
経済学研究科	経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
法学研究科	法学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会公会民
総合政策研究科	総合政策専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会公民・情報

別表 11 の I (1) 入学検定料

入 学 檢 定 料	
文 學 研 究 科 心 身 科 学 研 究 科 商 学 研 究 科 経 営 学 研 究 科 経 済 学 研 究 科 法 学 研 究 科 総 合 政 策 研 究 科 薬 学 研 究 科 歯 学 研 究 科	35,000円

別表11のII (1) 学 納 金

(単位:円)

	研究科	学費	学年			
			1年	2年	3年	4年
博士前期課程 (修士課程)	文学研究科 宗教学仏教学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
		心身科学研究科 心理学専攻 健康科学専攻	入学金	220,000	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	660,000	670,000	—	—
		計	1,040,000	840,000	—	—
	商学研究科 商学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
		経営学研究科 経営学専攻	入学金	220,000	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
	経済学研究科 経済学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
		法学研究科 法律学専攻	入学金	220,000	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	610,000	620,000	—	—
		計	990,000	790,000	—	—
	総合政策研究科 総合政策専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	—	—
		授業料	660,000	670,000	—	—
		計	1,040,000	840,000	—	—
		文学研究科 宗教学仏教学専攻	入学金	220,000	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	610,000	620,000	630,000	—
		計	990,000	790,000	810,000	—
	心身科学研究科 心理学専攻 健康科学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	660,000	670,000	680,000	—
		計	1,040,000	840,000	860,000	—
		商学研究科 商学専攻	入学金	220,000	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	610,000	620,000	630,000	—
		計	990,000	790,000	810,000	—
	経営学研究科 経営学専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	610,000	620,000	630,000	—
		計	990,000	790,000	810,000	—
		法学研究科 法律学専攻	入学金	220,000	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	610,000	620,000	630,000	—
		計	990,000	790,000	810,000	—
	総合政策研究科 総合政策専攻	入学金	220,000	—	—	—
		教育充実費	160,000	170,000	180,000	—
		授業料	660,000	670,000	680,000	—
		計	1,040,000	840,000	860,000	—
		薬学研究科 医療薬学専攻	入学金	200,000	—	—
		教育充実費	200,000	200,000	200,000	200,000
		授業料	750,000	750,000	750,000	750,000
		計	1,150,000	950,000	950,000	950,000
	博士課程	歯学研究科	入学金	600,000	—	—
		教育充実費	200,000	200,000	200,000	200,000
		授業料	1,130,000	1,130,000	1,130,000	1,130,000
		計	1,930,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000

備考 (1) 入学金については本学よりの進学者は半額を免除する。

備考 (2) 心身科学研究科心理学専攻・健康科学専攻・薬学研究科医療薬学専攻及び歯学研究科は授業料に実習費を含む。

(2) 納付期限

学納金は何れも年額として定められているから、年二回に分けて本学財務部に一括して納付しなければならない。

納付期限	春学期分	4月30日まで
	秋学期分	10月31日まで

(3) 登録料

専攻	講座・コース	金額
宗教学 仏教学	臨床宗教師養成講座	100,000円(正規生) 200,000円(聴講生)
心理 学	公認心理師・臨床 心理士養成コース	40,000円

別表11のⅢ

文学研究科・心身科学研究科・商学研究科・経営学研究科・経済学研究科・法学研究科・総合政策研究科・歯学研究科・聴講生・科目等履修生・特別聴講生・研究生・研究員及び客員研究員の選考料・受講料

	選考料	受講料(年額)
聴講生	8,000円	1単位 10,000円
科目等履修生	8,000円	1単位 15,000円
特別聴講生	_____	_____
研究生	8,000円	150,000円
研究員	8,000円	_____
客員研究員	8,000円	150,000円